

令和8年度京都市広域的情報発信業務 仕様書

1 委託業務名

令和8年度京都市広域的情報発信業務

2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 委託金額(総額)の上限

24,200,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

4 委託内容

以下委託内容の実施にあたっては、本市と協議を行い、本市の承認を得るとともに、委託金額の範囲内において実施すること。また、本市から内容の変更、中止等を指示した場合はそれに従うこと。

(1) 本市が提供するプレスリリース等の配信

ア 本市からの依頼があった場合、本市が提供するプレスリリース等を配信すること。(実施回数：無制限)

また、配信には、プレスリリース配信プラットフォーム(※)を使用し、発表案件に応じた配信先メディアリストを作成すること。リストは本市に提出し、確認すること。

※ 本市では令和2～7年度において「PR TIMES」を使用している。

<参考>過去の配信実績

https://prtimes.jp/main/html/searchrlp/company_id/59523

イ 本市からの依頼があった場合、資料の英語翻訳及び海外メディアへ配信を行うこと。(実施回数：年2回程度)

(2) 動画(CM)の制作・発信

本市がPRを希望する施策や事業等について、動画(CM)を制作し、効果的な配信媒体で配信及び露出等を図ること。

実際に取り上げる施策や事業等は、委託期間内において、随時、本市と受託者で協議し決定する。

ア 制作内容・本数等

- ・本市がPRを希望する施策や事業等について、施策や事業のターゲットに合わせた出演者をキャスティングのうえ、異なる内容の動画(CM) 2本を制作すること。
- ・配信媒体に合わせて、それぞれ動画の尺(概ね30秒、15秒など)が異なるものや、縦型及び横型を制作すること。
- ・ただし、本市が指定する媒体の形式(※)に変換したものは必ず制作すること。
- ・動画(CM)には字幕を入れること。
- ・動画(CM)は、配信開始日から概ね1年間使用できるよう、出演者等に許諾を取ること。

イ 配信媒体等

制作した動画は、効果的な媒体(例:YouTube、TVer、LINE 広告等)での配信や露出施策を講じること。

※ 現時点で本市が配信を予定している媒体

・KBS京都テレビCM

制作した動画(横型30秒)について、(一社)日本民間放送連盟・営業委員会及び(一社)日本広告業協会・テレビ委員会が定める「テレビCM素材搬入基準」に沿ったものを納品すること。(放映費用は本市が負担)

・デジタルサイネージ

制作した動画(縦型30秒)を京都市営地下鉄各駅のデジタルサイネージ及び京都駅八条口のデジタルサイネージ「みやこ夢てらす」で放送できるよう、本市が指定する形式(音無し等)に変換して納品すること。(放映費用は本市が負担)

・きょうと動画情報館(YouTube)

制作した動画は全て「きょうと動画情報館」に掲載できることとする。

・京都市公式SNS(X、LINE、Facebook)や本市が管理するホームページ「きょうと動画情報館」に掲載した当該ページのリンクを掲載する。

ウ 制作物の納品

制作後、ファイル転送サービスにて動画データを速やかに提出すること。

エ その他

本業務において制作した動画の権利は、すべて本市に帰属するものとする。

<過去の取組事例>

【令和7年度】

大学生、第2新卒者を対象にした京都での就職・定着促進を図る動画をYouTube、LINE、ABEMA 広告で配信

<https://www.youtube.com/watch?v=z7eyWV099WE>

【令和6年度】

子育て世帯を対象にした本市の事業をPRする動画をTVer、LINE 広告で配信（動画の制作は本市が実施）

【令和5年度】

京都市の「子育て・教育環境の魅力」を伝える動画及び特設WEBサイトへのリンクをTVer 広告で配信（動画、特設WEBサイトの制作は本市が実施）

【令和4年度】

「ごっこ倶楽部」とタイアップして、住むまちとしての京都市の魅力をショートドラマで制作・配信（TikTok、YouTube、Instagram で配信）

[https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000155.000059523.html](https://prt看mes.jp/main/html/rd/p/000000155.000059523.html)

(3) 報告

実績報告書（様式）（毎月）

4(1)アの業務による掲載等の実績について、掲載件数、掲載日、掲載先、広告換算額をデータにより報告すること。

(4) 協議

受託者は、進捗状況の報告に当たり、本市と月1回程度の定期的な協議（原則オンライン）のほか、必要に応じ随時協議を行うなど、緊密な連携を取ること。

5 支払手続等

(1) 選定された候補者と京都市との間で、委託内容、経費等について協議を行い、調った場合、委託契約を締結する。

(2) 契約金額の支払いは、以下の区分ごとに履行完了したものから精算払いを行う。

区分	内容	精算払いを行う時期
1	仕様書の4(1)(3)(4)に規定する業務	上半期（4～9月分）、 下半期（10～3月分）の2回払い
2	仕様書の4(2)に規定する業務	随時(当該業務の完了次第)

(3) 受託者は委託業務の実施内容及び要した経費を報告し、契約締結時の見積金額との差額（剰余）が生じる場合は、変更契約を締結し、契約金額の減額を行うこと。

6 その他

- (1) 本業務に係る調整、費用等はすべて受託者が負担すること。
- (2) 再委託を行う場合は、本市の取扱いに基づくこと。
- (3) 本仕様書に記載されている事項の他、京都市の契約事務に関する規則や要綱等に基づくこと。
- (4) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、本市と協議し、その決定に従うこと。